

横浜環状北西線（横浜市道高速横浜環状北西線）横浜環状北西線トンネル における危険物積載車両の通行の規制に関する検討

1 水底トンネル等の要件適合性

トンネルにおける危険物積載車両の通行規制については、道路法第46条第3項に、

- ①水底トンネル
- ②水底トンネルに類するトンネル

における交通の危険を防止し、又はトンネル構造を保全するため、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限することができるものと規定されている。

また、②の「水底トンネルに類するトンネル」については、道路法施行規則第4条の9において、

- (ア) 水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの
 - (イ) 長さ5千メートル以上のトンネル
- とされている。

横浜環状北西線トンネルは、一級河川鶴見川と交差する延長約4.1kmのトンネルであることから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「水底トンネル（上記①）」に該当する。

2 規制内容の基本的考え方

横浜環状北西線トンネルについては、以下の理由から、全ての危険物積載車両の通行を禁止又は制限する必要があると考えられる。

- ①危険物積載車両に係る事故が発生した場合、浸水等により通行車両およびその乗員の人命やトンネル構造物に被害が及ぶおそれがあること
- ②危険物積載車両の通行を禁止しても、周辺にう回できる代替路が存在すること